

第6章

介護給付等の適正化への取り組み及び 目標設定（市町村介護給付適正化計画）

第6章 介護給付等の適正化への取り組み及び 目標設定（市町村介護給付適正化計画）

1 介護給付等の適正化の基本方針

本市は、介護サービス利用者が真に必要とする良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築を目的に、介護給付等の適正化への取り組みを実施し、不適切な介護サービス、過剰な支給の削減に努めます。

2 適正化の内容・方針

（1）要介護認定の適正化

■取り組みの概要-----

- ・要介護認定に係る認定調査の内容について、訪問又は書面等の審査を通じて点検します。

■今後の方針-----

- ・適切に認定調査が行われるよう実態を把握し、要介護認定調査の平準化に向けた取り組みを実施します。

（2）ケアプランの点検

■取り組みの概要-----

- ・介護保険制度の要である介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、書面等で点検及び支援を行います。


■今後の方針-----

- ・平成30年度に居宅介護支援事業者の指定権限が保険者（市）に委譲されることを念頭に置きつつ、介護支援専門員による自己チェック及び市による評価を実施します。

（3）住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）

■取り組みの概要-----

- ・改修工事を行おうとする利用者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検します。

- 
- ・福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。

■今後の方針-----

- ・住宅改修等の必要性を踏まえた実態確認や点検を行っていきます。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

■取り組みの概要-----

- ・利用者ごとに介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。
- ・利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

■今後の方針-----

- ・国民健康保険団体連合会システムを活用し、後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報の突合、事業者への照会・確認等を行い、給付日数や提供されたサービスの整合性を確保するなど、請求内容の適正化を図ります。

(5) 介護給付費通知

■取り組みの概要-----

- ・本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知します。

■今後の方針-----

- ・事業者の協力と理解を求めるための工夫を実施する等、単に通知を送付するだけでなく、効果が上がる実施方法を検討します。

3 適正化への目標設定

事業	平成30年度～平成32年度の各年度	
	実施方法	実施目標
要介護認定の適正化	○市職員による認定調査結果の点検の実施	○全件実施
ケアプランの点検	○市内事業所に所属する介護支援専門員が作成したケアプランに対する点検の実施	○各事業所の介護支援専門員が作成したケアプランについて、1事業所につき2件の実施
住宅改修等の点検	○住宅改修、福祉用具利用者に対する訪問調査	○毎月1件実施
縦覧点検・医療情報との突合	○縦覧点検 国保連委託により実施 ○医療情報との突合 国保連委託により実施	○全件実施
介護給付費通知	○給付費通知 介護保険サービス利用者に対して通知 ○説明文書等の同封	○年1回実施

